



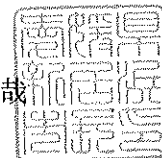
第5号様式(第7条関係)

一般廃棄物処理業許可証

許可番号第 10031 号

株式会社 住共クリエイトサービスセンター
代表取締役 村上 弘 様

新居浜市長 古川 拓哉



令和8年5月18日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可の年月日 令和8年 6月 1日

許可の有効年月日 令和10年 5月 31日

事務所及び事業場の所在地	新居浜市磯浦町16番5号 新居浜市磯浦町乙366番19
事務所及び事業場の名称	株式会社 住共クリエイトサービスセンター
業の種類	収集運搬業
廃棄物の種類	ごみ
営業の区域	新居浜市内一円
積替え・保管の有無	無
許可の変更の状況	
条 件	業務の実施に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、市の指令等を遵守すること。 使用車両は届出をしているものに限る。

一般廃棄物処理業(ごみの収集・運搬)の許可に関する指示事項

- 1 一般廃棄物処理業許可証で、産業廃棄物を取扱ってはならない。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条・第7条参照)
- 2 許可された廃棄物の種類以外の廃棄物を取扱ってはならない。
- 3 一般廃棄物処理業許可証を他人に転貸又は譲渡してはならない。
- 4 市の処理施設を使用して処分する場合は、必ず市が発行するごみ処理施設の使用許可を受け、搬入する際の注意事項を遵守しなければならない。
- 5 一般廃棄物処理業として使用できる車両は下記の車両とし、他の車両を使用してはならない。
- 6 許可の更新手続きは、許可期間の満了前30日までに申請すること。

車名	三菱	形状	普通	最大積載量	2,000kg	登録抹消	登録	
1	登録番号	愛媛100す7434	種別	キャブオーバ	車両重量	2,970kg	異動年月日	令和8年06月01日

(1)